寒河江市告示第４２号

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年５月２８日法律第６５号）第１９条第１項の規定により地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更したので、同法第１９条第８項の規定により告示し、当該計画を常時備え置いて縦覧に供する。

令和７年８月２０日

寒河江市長　齋藤　真朗

１　地域計画を変更する地域

（１）　南部地区

２　地域計画の縦覧場所

寒河江市農林課　寒河江市中央一丁目９番４５号